

社会福祉法人清水基金 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、当法人定款第8条、第22条に規定された、役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (2) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。

(報酬)

第3条 役員及び評議員の報酬額は、別記のとおりとする。

(費用弁償)

第4条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 常務理事の報酬の支給日は、当法人の職員給与規定に準ずる。
2 役員及び評議員の報酬は、理事会、評議員会の都度支払うものとする。

(公表)

第6条 当法人は、本規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

本規程は、平成 29 年 6 月 8 日から施行する。

別 記

理事長

- ・ 理事会出席の都度 2 万円
- ・ 退任慰労金 200 万円を超えない範囲で、評議員会の決定を経て支給することができる。

理事長・常務理事以外の理事及び監事の報酬

- ・ 理事会出席の都度、一人一律 2 万円
- ・ 退任慰労金一人一律 5 万円

常務理事の報酬

- ・ 年度総額が 1,500 万円を超えない範囲で、評議員会が決定する。
- ・ 退任慰労金については、退任時の月例報酬に、当法人の職員給与規程に準じて算出した額を上限に評議員会で決定する。

評議員

- ・ 評議員会出席の都度、一人一律 2 万円
- ・ 退任慰労金一人一律 5 万円